## ●香川県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年11月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(一般)
- 2 路線名高松香川線(280号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
区 间	(メートル)	(メートル)	νπ <sup>7</sup> 7
高松市仏生山町甲45番12地先	11.8~38.4	142	令和2年10月6日付け香川県告
から			示第301号の一部
高松市仏生山町甲236番2地			
先まで			

4 供用開始の期日 令和5年11月7日